



業務委託基本契約書

(研修、教育、コンサルティング業務向け)

(ユニリタグループが受託側)

No.

_____ (以下「甲」といいます) と _____ (以下「乙」といいます) は、甲が乙に対して各種研修、教育、コンサルティング業務 (以下「本件業務」といいます) を委託することに関し、以下のとおり基本契約 (以下「本契約」といいます) を締結します。

第1条 (基本契約および個別契約)

1. 本契約の規定は、本契約に基づく甲乙間の個々の取引契約 (以下「個別契約」といいます) に適用されます。ただし、個別契約において本契約と異なる規定をしたときは、個別契約の規定が優先して適用されるものとします。
2. 個別契約とは、本件業務に関する個別の業務内容および条件 (実施期間、対価、支払方法等) を規定したものであり、本件業務の実施等については、個別契約を別途書面で定め、締結することにより行われるものとします。
3. 甲および乙は、必要あるときは協議の上、個別契約の一部を変更することができます。
4. 本件業務遂行に必要な連絡・確認は原則として、甲と乙のそれぞれの責任者を通じて行うものとします。
5. 甲は、乙の業務従事者に対して、指揮命令、勤怠管理を行ってはならず、委託業務遂行に関する要請は乙の責任者に対して行うものとします。

第2条 (対価および支払方法)

甲は、乙に対して、別途個別契約に定める対価および支払方法に基づき支払うものとします。

第3条 (契約期間)

1. 本契約の有効期間は、20〇年〇月〇日から 20〇年〇月〇日までとします。なお、期間満了の1ヶ月前までに甲乙のいずれからも書面による、業務委託の終了および業務委託内容変更の申し出がない場合、更に1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。
2. 本条に基づく本契約の終了時点で、有効な個別契約が存在する場合は、本契約の各規定は当該個別契約に引き続き適用されます。

第4条 (権利義務の譲渡の禁止)

甲および乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約の地位を第三者に承継させ、或いは本契約から生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせまたは担保に供してはならないものとします。

第5条 (秘密保持・個人情報保護・反社会的勢力排除)

甲および乙は、秘密保持・個人情報保護・反社会的勢力排除に関して、別途、契約を締結するものとします。

第6条 (権利の帰属)

1. 本件業務において乙が提供する資料 (電子データを含み、以下「当該資料」といいます) の著作権は乙に帰属します。
2. 当該資料は、甲が本件業務に必要な範囲で甲の組織内部の使用に限定して利用できるものとします。ただし、甲は、乙に無断で当該資料を複製したり、第三者に対して開示・配付・販売してはならないものとします。
3. 本件業務の過程で甲乙が共同して新たにノウハウ・発明・考案・意匠の創作 (以下「発明等」といいます) を行った場合、または、本件業務に関する文書 (以下「著作物」といいます) を作成した場合、その発明等の権利、または、著作物の著作権の帰属については、相互の貢献度を考慮し、甲乙協議のうえ決定します。

第7条（保証）

1. 乙は、本件業務のノウハウ・著作権が乙に帰属し、または、原権利者からノウハウ・著作権の利用に関する許諾を受けていることを保証します。
2. 乙は、本件業務に瑕疵がないことを保証するが、甲が本件業務に基づき社内的もしくは対外的に成果をあげることまで保証するものではありません。

第8条（損害賠償）

1. 甲または乙は相手方の責に帰すべき事由により損害を受けた場合、それが直接の原因で現実が発生した通常の損害に限り、対価を上限として損害賠償を請求できます。
2. 前項の損害賠償請求は、本契約または個別契約違反による損害発生の日から1年以内に行使しなければ、その請求権は消滅します。

第9条（契約の解除）

1. 甲または乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約および／または個別契約の全部または一部を解除することができます。
 - (1) 重大な過失または背信行為があった場合
 - (2) 支払いの停止があった場合、または仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
2. 甲または乙は、相手方に債務不履行があり、相当期間を定めてなした催告後も是正されない場合は、本契約および／または個別契約の全部または一部を解除することができます。
3. 甲または乙は、前各項により相手方より本契約および／または個別契約の全部または一部が解除された場合は、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならないものとします。

第10条（完全合意）

本件業務に関しては、本契約記載の内容が甲乙間の合意の全てとします。

第11条（協議）

本契約について疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、甲乙の誠意をもって協議し、決定するものとします。

第12条（合意管轄裁判所）

本契約に関して紛争を生じ、裁判による解決を必要とする場合には、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

本契約を証するため本書2通を作成し、甲乙双方で記名捺印し、各々1通を保管するものとします。

20 年 月 日

甲

乙

(参考資料 1)

業務委託に関する個別契約書

(研修、教育、コンサルティング業務向け)

契約 No. _____

_____ (以下「甲」といいます) と _____ (以下「乙」といいます) とは、
甲乙間で 200 年 月 日に締結した業務委託基本契約書No. _____ に基づき下記のとおり個別
契約を締結いたします。

1. 業務名
2. 業務内容 (各種研修、教育、コンサルティング業務を具体的に記載)
3. 実施期間 20 年 月 日から 20 年 月 日まで
4. 実施場所
5. 対 価 金 _____ 円 (別途、消費税加算) (現金一括にて指定口座へ振込)
6. 支払期限 20 年 月 日
7. 発注者側 責任者氏名
8. 受注者側 責任者氏名
(受注者の社員に対する指揮命令・勤怠管理責任者)
9. 特記事項：なし

上記契約の証として、本契約書 2 通を作成し、双方記名捺印のうえ、各自 1 通を保有する
ものとしします。

20 年 月 日

甲

乙

本別紙はサンプルです。実際に委託案件が生じ際に、本基本契約とは別に
本様式に従った個別契約書をご提出ください。

(参考資料 2)

業務委託に関する発注書

(研修、教育、コンサルティング業務向け)

発注 No. _____

発注日 20 年 月 日

受注者：

_____ 御中

発注者：

(住所)

(社名)

(役職・氏名)

_____ (以下「甲」といいます) は _____ (以下「乙」といいます) に対して、甲乙間で 20 年 月 日に締結した業務委託基本契約書 No. _____ に基づき下記のとおり業務を委託します。

1. 業務名

2. 業務内容

(各種研修、教育、コンサルティング業務を具体的に記載)

3. 実施期間

20 年 月 日から 20 年 月 日まで

4. 実施場所

5. 対 価

金 _____ 円 (別途 消費税加算) (現金一括にて指定口座へ振込)

6. 支払期限

20 年 月 日

7. 発注者側 責任者氏名

8. 受注者側 責任者氏名

(受注者の社員に対する指揮命令・勤怠管理責任者)

9. 特記事項：なし

以上

本別紙はサンプルです。実際に委託案件が生じ際に、本基本契約とは別に本様式に従った発注書をご提出ください。

業務委託に関する発注請書

(研修、教育、コンサルティング業務向け)

受注 No. _____

受注日 20 年 月 日

発注者：

_____ 御中

受注者：

(住所)

(社名)

(役職・氏名)

_____ (以下「乙」といいます) は _____ (以下「甲」といいます) が、
甲乙間で 200 年 月 日に締結した業務委託基本契約書 No. _____ に基づき発注した委託業務
を下記のとおり受注します。

1. 業務名
2. 業務内容 (各種研修、教育、コンサルティング業務を具体的に記載)
3. 実施期間 20 年 月 日から 20 年 月 日まで
4. 実施場所
5. 対 価 金 _____ 円 (別途 消費税加算) (現金一括にて指定口座へ振込)
6. 支払期限 20 年 月 日
7. 発注者側 責任者氏名
8. 受注者側 責任者氏名
(受注者の社員に対する指揮命令・勤怠管理責任者)
9. 特記事項：なし

以上

本別紙はサンプルです。実際に委託案件が生じ際に、本基本契約
とは別に本様式に従った発注請書をご提出ください。